

自動体外式除細動器賃貸借仕様書

1. 事業名称 自動体外式除細動器賃貸借
2. 事業場所 千葉県印旛郡酒々井町墨1506番地
酒々井リサイクル文化センター内 2か所
3. 事業期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
4. 物品数量 2台
5. 物品仕様
 - (1) 自動体外式除細動器（以下、AEDという。）
 - ①新品であること。
 - ②AEDが医療器具として医薬品、医療機器等法上の承認を得ていること。
 - ③出力波形が二相性であり、安全かつ有効なエネルギーを放電できること。
（出力エネルギー：150J～360J）
 - ④操作機能においては、日本語の音声ガイドがあり、電源始動と放電の操作が簡単で分かりやすいものであること。
 - ⑤AED本体に成人モードと小児モードを切り替える機能を有すること。
モード変更は心電図解析後でも電源を落とさずに切替えが可能であること。
 - ⑥電極パッドについて（個数は⑨を参照）
 - ・貼付位置の図表示があり、パックは簡単に開封できること。
 - ・装着が簡単であること。
 - ⑦バッテリーは未使用の場合、4年以上の寿命があること。また、各AEDとも設置時にバッテリーが1台搭載されていること。
 - ⑧AED自体に毎日自己点検を行う機能を有し、キャリングケースに入れた状態でも外部から目視でAEDの状態及び電極パッドの使用期限が確認できること。
 - ⑨付属品として各AEDに以下のものを備えていること。
 - ・成人、小児兼用電極パッド 2組
 - ・応急セット（ハサミ、手袋、カミソリ、タオル、蘇生用マウスピース） 1組
 - ・取扱説明書 1組
 - ・キャリングケース（AED本体と付属品を同時に収納し、持ち運びが容易であること） 1個

- ⑩保証期間が5年（60ヵ月）以上であること。
- ⑪一般財団法人日本救急医療財団で策定する心肺蘇生法の指針に準拠していること。ガイドライン2020対応機種であること。また、賃貸借期間中に指針等が改定になった場合には、発注者に情報提供を行い、対応については双方で協議を行うこと。
- ⑫操作方法について、日本語の音声ガイダンスに連動したイラスト及び文字をAED本体に内蔵されたカラー液晶画面に表示すること。
- ⑬AEDを使用した際の心電図データを本体などに記録できること。

（2）AED収納ケース

- ①佐倉市、酒々井町清掃組合が指定する既存の壁掛け金具に収納すること。指定の取り付け金具に収納できない場合は、新たに壁掛け型又は床置き型の収納ケース等を佐倉市、酒々井町清掃組合が指定する場所に取り付けること。また、新たなものを取り付ける際の収納ケース等の費用及びその取り付け費用並びに既存の壁掛け金具の撤去費用及びその処分費用は賃貸借料に含めるものとする。

既存の取り付け金具の寸法 H210mm×W200mm×D140mm

6. その他

（1）設置について

以下の場所へ設置すること。

- ・管理棟1階 正面玄関内
- ・増設棟4階 中央操作室

（2）付属品等消耗品の交換について

- ①賃貸借契約期間中に電極パッド及びバッテリーの使用期限を迎える前に速やかに交換を行い、その費用についても負担すること。また、救命時にAEDを使用した場合の消耗品の交換（使い捨てパッド。バッテリーパック）についても直ちに代替品を用意すること。その費用についても負担すること。
- ②消耗品等を交換するための送料は賃貸借料に含むものとする。
- ③交換した消耗品等は受注者が責任をもって回収すること。

（3）撤去について

賃貸借期間終了後はキャリングケースを含めたAED一式を撤去すること。また、新たに収納ケース等を取り付けた場合、賃貸借契約終了後、無償譲渡すること。

（4）故障時の対応について

- ①賃貸借契約期間中に機器の異常、故障、使用上のトラブルが発生した時は、受注者が製造メーカーへ連絡し、千葉県内に設置されている製造メーカーサ

ービス拠点(薬機法上の医療機器修理業の資格を有する。)が対応すること。

②速やかな回復が困難なときは、代替品を用意すること。

(5) 支払について

支払は各年度末1回払いとする。